

(2) 現業員会幹部ハ九月二十日、合意ニテ解雇手当其他ノ金額ヲ決定シテ  
介配ス

(3) 会社ハ下谷ニ西町所在女車掌寄宿舎ヲ今回ノ年議ニ鑑ミ築造スルコトヲ  
利少トトナシ九月三十日限り廢止スルコトニ決定

(4) 今後尚合意会現業員会ノ紛争ハ從來ノ如ク見テ流シサルモノト  
認メラルルヲ以テ勤務注意中

標記会社ニ於ケル労働年議ノ解決状況ニ付テハ既報  
通りナルガ其ノ後ノ状況左記ノ通

記

一 会社側ノ状況

(1) 寄宿舎制度撤廃問題

会社ニ於テハ從來下谷ニ西町ニ番地ニ家賃九十圓  
箱賃六十圓ヲ要スル寄宿舎ヲ設ケ女車掌ヨリ一ヶ月  
金二圓宛ノ維持費ヲ望ミ非常時ニ就業セシムベク

三十二名ヲ収容シ来リタルガ今回ノ年議ニ際シ何  
等得ル所ナク却テ弊害ヲ佳ク事實アリシニ鑑ミ九  
月三十日限り右寄宿舎制度ヲ廢止スルコトニ決定ス

(2) 解雇連掌採用問題

被解雇連掌十九名ハ九月廿九日志願書ヲ取纏メ会  
社ニ提出スル所アリタルガ会社側ニ於テハ協議ノ  
結果誓約事項(採用ニ際シ志願者ヨリ会社ニ提出スル誓約  
書ナルガ内容省畧)遵守ヲ訓告ノ上採用スルコトニ決  
定

二 従業員側

(1) 解雇手当介配問題

九月廿八日現業員会幹部ハ会社ヨリ高橋渉外五七